

仕様書

1 委託業務名称

京都発 令和の茶会「^{ころな}光冠茶会」企画運営業務

2 委託期間

契約日から令和3年3月31日まで

3 委託上限額

金 50,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 目的

「京都まちじゅうアートプロジェクト」の中心的なイベントとして、本事業を実施することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動の機会を失っている多様な分野の芸術家が活躍する機会を創出し、活動再開を支援する。

本事業は、参加者が展示やパフォーマンスなどの文化芸術を茶会という形式で鑑賞・体験できる公演で、京都芸術センターにおいて、開館以来実施している「明倫茶会」（別紙参照）という茶会を発展させたものである。

様々な分野で活躍する芸術家に企画・プロデュースをしていただき、参加者は、オンライン又は会場で、飲み物（抹茶に限らず、コーヒーやお酒なども可。）や、お菓子などをいただきながら、芸術家が企画した文化芸術（おもてなし）を楽しむことができるもので、令和2年度中に10件程度実施する。

なお、オンライン参加者には、茶菓等を自宅に配送し、茶会の中で同時に味わってもらうことで、離れた場所においても同じ時間を共有できる仕組みとする。

5 業務概要

(1) 実施時期・件数

令和3年3月31日までに、茶会を10件程度開催

※ 1件当たり、同日に2～3回程度開催することを基本とする。

(2) 会場

未定

※ それぞれの席主の提案に基づき調整、確保することとする。

(3) 業務内容

実行委員会が指定する席主の企画に基づき、茶会を10件程度開催するため、下記の業務を行うこととする。

また、全ての席主及び会場が決定次第、改めて具体的な見積を提出すること。

ア 制作業務

「全ての席主との連絡調整や日程・会場の調整など、茶会の企画立案」は、公益財団法人京都市芸術文化協会（以下「芸文協」という。）が行うものとし、受託者は、芸文協と別途契約の上、企画制作を行うこと。

調整中の主な席主候補者の分野及び想定会場は下記のとおり。

席主候補の分野	想定会場
歌舞伎役者	劇場
音楽学者	音楽ホール
陶芸家	文化施設
現代アーティスト	河川敷
料理人	町家

イ 運営業務

芸文協と調整の上、下記の業務を行うこと。

- (ア) 茶会運営業務全般の統括管理
 - ・ スケジュール進行管理
 - ・ 会場レイアウト作成、会場との連絡調整 等
- (イ) チケットの発券・販売業務
 - ※発券等に係る手数料はチケット収入と相殺し、差額は実行委員会に収めること
- (ウ) 舞台運営
 - ・ 出演者の誘導、時間調整等の管理
 - ・ ディレクター（1～2名程度）、運営スタッフ等の派遣及び連絡調整
- (エ) 会場運営
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策の徹底
 - ・ 会場設営、撤収
 - ・ 参加者の誘導及び場内外の整理
 - ・ 安全管理と対策
 - ・ 使用施設の清掃
 - ・ 風雨等の対策
- (オ) 記録写真の撮影
- (カ) 各種資料の作成
 - ・ 運営マニュアル（タイムスケジュール、スタッフ配置含む）、会場レイアウト図
 - ・ 関係機関へ提出する資料
- (キ) 備品の調達、設置
- (ク) 席主企画料、出演者報酬、会場費等の支出事務
- (ケ) オンライン参加者への物品の配送
- (コ) その他、運営に必要な業務

ウ オンライン配信業務

- (ア) 撮影、映像配信（リアルタイム及びアーカイブ）
- (イ) チケットの発券・販売
- (ウ) 参加者への連絡調整
- (エ) その他オンライン配信に必要な業務
 - ※ 撮影するカメラの台数は、3台を基本とし、企画内容や会場の環境などにより、必要に応じて増減させることとする。
 - ※ ライブ配信は、茶会1件につき1度の実施を基本とし、以降はアーカイブ配信を一定期間（1週間以上）実施すること。
 - ※ 会場によっては、会場内に有線回線がない可能性もあることから、回線は、下記の3つケースを想定し、それぞれの費用が分かるように提案すること。
 - ① 会場の既設回線を使用する場合
 - ② 回線工事を行い、会場まで引き込んだ回線を使用する場合
 - ③ 無線回線を使用する場合

エ 広報業務

多くの市民に効果的に周知し、本事業への参加を促進するため、SNSや各種媒体を活用した周知等の広報計画を策定し、提案すること。

6 成果物

事業終了後、速やかに実施報告書を提出すること。実施報告書については事前に案を作成し、実行委員会事務局の承認を得た後に本成果物として作成すること。

※ 成果物に係る著作権は実行委員会に帰属する。成果物は、電子データでも提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、本事業の趣旨及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 本業務に関する著作権は実行委員会に帰属するものとする。受託者が撮影した写真、映像の著作権は受託者に属し、肖像権は出演者に属する。委託者は、広報物の増刷及び広報物・写真・映像のインターネット発信に関する二次使用权を有する。ただし、出演者の写真・映像を二次使用する場合は、権利を有する団体及び本人の承諾を得るものとする。また、受託者が撮影した写真を他の目的に使用する場合は、事前に実行委員会から文書による承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (4) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。
- (5) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と実行委員会が協議のうえ、決定すること。